

キャッシュレス決済を活用した消費喚起策について

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者は売上げが減少するなど、厳しい環境に置かれており、ウィズコロナを見据え、消費行動の変化による新規需要や非接触・非対面型ビジネスの進展といったニューノーマルへの対応を進めることが重要となっています。

このような状況を踏まえ、市内店舗等においてキャッシュレス決済を行った消費者に対して、決済金額の一部を還元する事業を実施することにより、コロナ禍で落ち込む消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済の普及を通じて、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図るため、キャッシュレス決済を活用した消費喚起策を実施することとしましたので、お知らせします。

2 事業内容（案）

項目	内容
ポイント還元率	決済金額の30%
ポイント付与上限額	3,000円/回、15,000円/期間
対象店舗	受託事業者の加盟店舗 ※大企業及びフランチャイズチェーンを除く
ポイント付与対象者	対象店舗等においてキャッシュレス決済を活用した消費者（市内在住要件は問わない）

3 実施期間（案）

令和4年3月1日（火）～3月31日（木）

4 今後のスケジュール（案）

令和3年12月下旬～令和4年1月 公募型プロポーザルの実施
令和4年1月末 業務委託契約締結
令和4年3月 事業の実施

5 その他

今後、議会に補正予算案を提出し、成立後、速やかに実施。